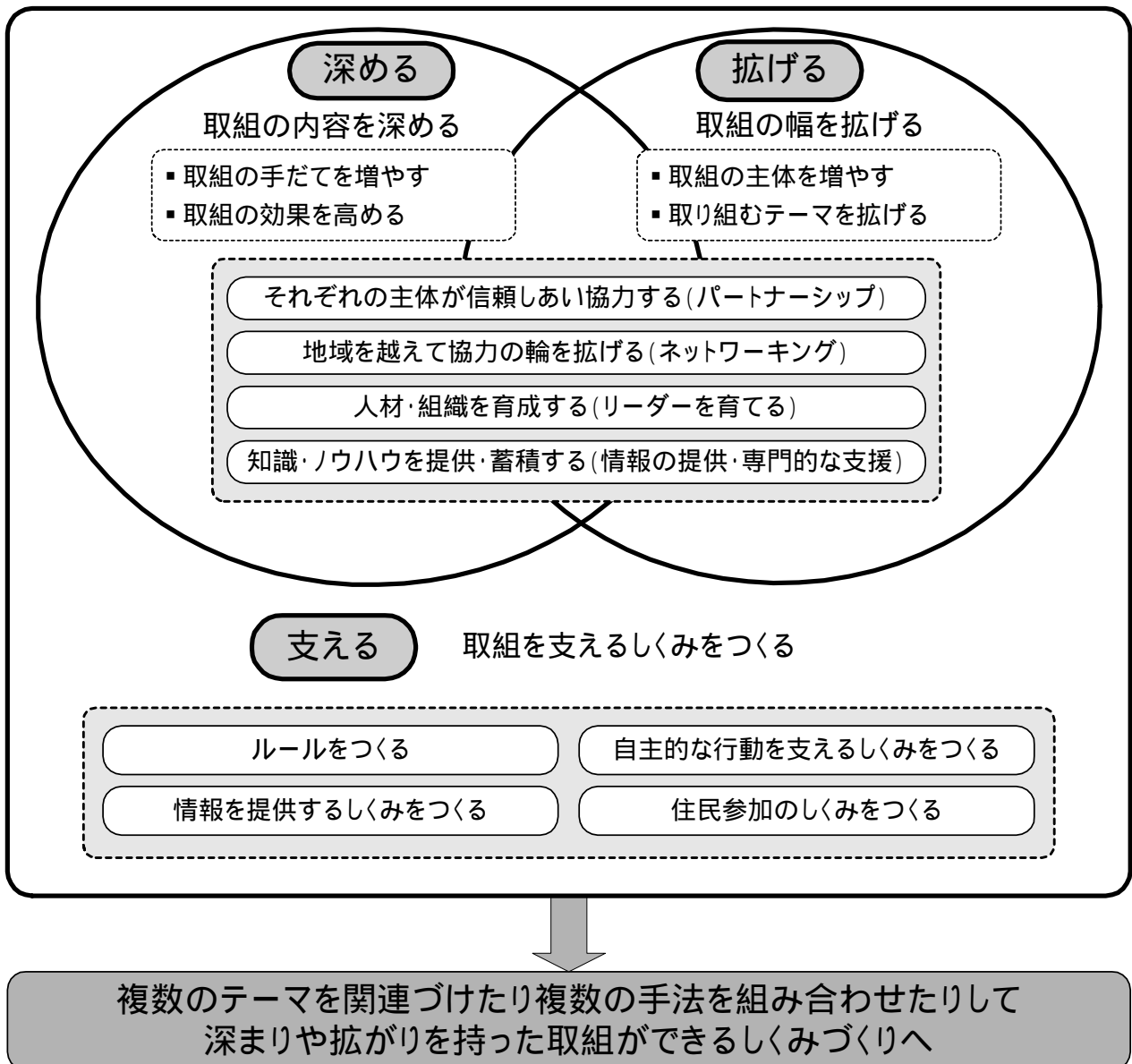


(3) つぎの一步

❖ 「地域づくり」を継続的なものとするための「しくみづくり」へ

- 「はじめの一步」の取組を、より広く深い取組へと展開していきます。
- 取組を「深める」「広げる」という二つの方向は、互いに重なり合うもので、それらを「支える」しくみがあります。
- 地域で各主体が協力・連携しながら、継続的な取組となるようなしくみをつくっていきましょう。



それぞれの主体が信頼しあい協力する

—パートナーシップ—

- 「持続可能な地域づくり」を進めるためには、それぞれの主体が、お互い協力し、自ら積極的に行動することが必要です。行政だけでは、よい地域をつくり上げることはできません。
- よりよいパートナーシップをつくり上げるには、それぞれの主体が対等の立場で、十分にコミュニケーションをとり、信頼関係を育てることが大切です。
- 行政は、住民、事業者、民間団体を対等の存在として認め、責任をゆだね、積極的に情報を公開しましょう。住民、事業者、民間団体は、行政に対して要望するだけでなく、自らが責任を持って積極的に行動しましょう。

■ 計画、構想などの策定への参加・参画

これまでは、地域全体の将来像にかかわる計画や構想などは、行政が中心となって策定してきました。その中で、住民が意見、要望を述べる機会があっても、それが取り入れられて原案が大きく変わることは少なかったようです。これでは、住民、事業者、民間団体が、積極的に計画の実現を目指して取り組んでいくことはできません。計画策定の最初の段階から地域の各主体と協力して計画、構想などを策定しましょう。

民間の活動が盛んな地域では、素案の作成から住民、民間団体が中心になって計画策定を進めています。民間の活動の経験が少ない地域では、行政が運営するワークショップなどを通じて、住民や民間団体を支援、育成することも必要です。

【事例１】京都府京都市 - 京（みやこ）のアジェンダ２１の策定 -

学識経験者、市民団体代表、事業団体代表、行政機関からなる検討委員会で、民間の代表がリーダーシップをとり、パートナーシップによる環境への取組の方向性を示した「京のアジェンダ２１」が策定されました。また、「京のアジェンダ２１」の実現のために、住民、事業者、行政のパートナー組織「京のアジェンダ２１フォーラム」が推進組織として作られ、積極的な活動が進められています。

参考： <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/ma21f/> 「資料編 事例集」

高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)

【事例 2】東京都日野市、千葉県柏市ほか - 住民の自主運営組織による計画策定 -

日野市では、市民から公募された 109 名が自主的に運営する「市民ワーキンググループ」により、環境基本計画の原案が、一から作成されました。日野市は、市民活動が活発で、地域の環境に詳しい市民が活動の中心となりました。千葉県柏市や埼玉県志木市などでも同様な方法で環境基本計画の策定が進められています。

参考： http://www.city.kashiwa.chiba.jp/yakusyo/sosiki/B_KNKY/KNKY_HOZ/kskaig.htm

「資料編 事例集」 高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)

■ パートナリーシップによる活動

P F I、グラウンドワークなど民間の主体を取り入れた、施設整備や管理の手法が開発されています。これらの手法の適用によって、住民、事業者、民間団体の理解が促進される効果があり、管理費用なども節減されます。また、行政と事業者が協力して取組を進めている事例もあります。

【事例 4】ヌップク川（北海道帯広市）—グラウンドワークによる河川改修—

北海道帯広市のヌップク川では、「ヌップク川をきれいにする会」を中心として、河岸の浸食を防ぐための自然環境の配慮した河川改修を、グラウンドワーク手法によって進めています。計画主体は地域住民、河川管理者の北海道（帯広土木現業所）、自然環境保全地区管理者（帯広市）と協議をしながら事業を進めています。河岸の保護作業にあたるのは、地域住民のほか一般の企業も参加しています。

参考： <http://tech.obihiro.ac.jp/~nuppuku/> 「資料編 事例集」

【事例 5】山形県立川町—民間企業と協力した風力発電施設の整備—

山形県立川町は、強風を活用して風力発電施設の導入を進めています。町は、シンボル風車(100kw×3 基)と風車村を整備しました。さらに、立川町と民間企業が出資する第三セクターを設立し、600kw 規模の風車 6 基を整備し、事業化しています。

参考： <http://www.town.tachikawa.yamagata.jp/windome/> 「資料編 事例集」

■ 住民、事業者、民間団体の協力体制づくり

パートナーシップによる計画、活動を進めるために、さまざまな地域でパートナーシップ組織がつくられています。

協力体制をつくるには、行政、住民、事業者、民間団体（自治会、業界団体などの組織、環境 NPO、NGO）など、地域の主要な団体や組織をなるべく広く、網羅すること、参加したそれぞれの組織が、自発的、主体的に活動することも大切です。また、これまでの地域づくり、環境活動でつちかってきたネットワークを活かすことも重要です。

【事例 6】埼玉県志木市—住民参加による環境基本計画の策定の基礎となった活動—

志木市では、70 年代から市内を流れる新河岸川の清掃を目的として、行政や市内の諸団体があつまり「志木市川と街をきれいにする運動推進協議会」が作られ、定期的に清掃活動を行うなど、地域の環境活動には長い歴史があります。このような歴史を背景として、民間の環境団体エコシティ志木は、市民版環境プランを作り、この市民版環境プランをうけ、市民公募の志木市環境市民会議によって市の環境基本計画が策定されました。

参考：高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)「資料編 事例集」

【事例 7】国母工業団地（山梨県甲府市他）

—ゼロエミッション推進研究会（企業、産廃業者、学者、行政）の協力体制—

県内に一ヶ所も廃棄物処理場がないことから、危機感をもった立地企業が集い、自主的に研究会という形でゴミの減量、リサイクルに取り組みはじめました。以降紙ゴミのリサイクル、廃プラや、木くずのごみ固形燃料(RDF)化、生ゴミのたい肥化などを順次実現させてきました。98 年には団地内企業の代表者、廃棄物処理業者、学者、県職員等からなるゼロエミッション推進研究会を設立し、「古紙を原料にしたパルプモールド製品の製造」、「廃棄物のエネルギー利用」、「生ごみの堆肥化」を目標として、取組を進めています。

参考：<http://www.region.go.jp/soudan/soudan34.html> 「資料編 事例集」

■ 行政内の横断的な組織づくり

環境、地域づくりは、行政組織のあらゆる部署と関係があります。環境担当部署だけではなく、行政内でも環境に関する横断的な組織をつくり、協力体制を作りましょう。また、横断的な組織が作られても、十分役割を果たしていない場合も見られ、役割、権限、予算を与えるなどの工夫が必要です。

【事例 8】滋賀県、神奈川県、千葉縣市川市など—民間企業と協力した風力発電施設の整備—

滋賀県では知事直属の統括環境監の下に、土木部、琵琶湖環境部、農政水産部、教育委員会の各組織に環境監という次長級の専任ポストを置き、環境監会議を設けています。

神奈川県では、各部に環境管理責任者と統括責任者を置き、それぞれの部での環境配慮を進め、部内の環境管理監査役が自主的な点検をしています。

市川市では、助役を会長とする「環境調整会議」(部局長)が置かれています。また、市役所、出張所、行政委員会の次長、参事クラスの「環境マネージャー」を置き、各部署で環境基本計画を推進し、「率先行動計画」の進行をチェックする役割を与えています。

参考：北村喜宣(2001)「自治体環境行政法第2版」(良書普及会)

高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)

さまざまな主体の協力については、「つぎの一步 - 支える - 住民参加のしくみを作る - 」も参考にしてください。

【参考】住民参加の主な手法

区分	手法
情報提供・広報	告知(アナウンスメント)ダイレクトメール、ニュースレター、広報誌、広報無線、電話、インターネット(HPの解説など) ポスター、模型、ビデオ マスコミの利用(記者発表、パブリシティ、新聞広告等) キーパーソンへのインタビュー、ボランティアの活用、現場事務所、公開学習会
情報交換	説明会、自治会集会、近隣集会、公聴会、討論集会、ワークショップ、座談会、公開ヒアリング、シンポジウム・フォーラム、行政会議、研究会
意見聴取	オンラインによる質問受付、ホットラインの開設、FAX、手紙、葉書、Eメール、コミュニティセンター、市民意識調査、アンケート調査、面接調査・直接ヒアリング、交渉・調停
その他の手法	ゲーム、コンテスト、フェア、スペシャルイベント ロールプレイング、先進事例視察、現地見学会 双方向テレビ、通信会議、模型の提示、コンピュータプレゼンテーション、シミュレーション、調査

出典：渡邊満(2001)「行政と住民等との合意形成の手法」郵政研究所月報 2001.8 より作成

地域を超えて協力の輪を拡げる

—ネットワークング—

- 川を通じた水の問題など市町村の地域だけでは解決できない問題があります。それぞれの問題に対応して、広い地域のネットワークをつくり取り組むことが有効です。
- 同じテーマに取り組む地域同士で、情報交換をしながら取組を進めましょう。行政のネットワーク、民間団体や住民のネットワークなど様々なネットワークを作っていきます。

■ 広域でのネットワークづくり

自然環境の問題や廃棄物の処理など、より広い地域で考えるべき課題に対応するために、広域での協力関係が作られています。当初の目的から、多様な活動へ広がっていくこともあります。

【事例１】広島県太田川流域—水質保全対策から太田川振興交流会議へ—

広島県を流れる太田川では、水質汚染事故などをきっかけとして、流域の市町村の首長があつまり、太田川サミットが開かれ、これを母体に、太田川水質保全交流会議が設立されました。さらに、水質保全にとどまらず、地域振興・交流を活動に加え、太田川流域振興交流会議に発展的に改組されました。

参考： <http://www.akinet.ne.jp/ota-gawa/> 「資料編 事例集」

【事例２】岡山県蒜山高原（八束村、中和村、新庄村、川上村）など

—統一的な景観条例の制定—

岡山県の蒜山高原では、八束村、中和村、新庄村、川上村のそれぞれが、ほぼ同一の内容を持つ統一的な景観条例を制定しています。

また、河川流域の市町村の統一条例としては、熊本県菊池川流域、宮崎県・鹿児島県大淀川流域、佐賀県松浦川流域、青森県奥入瀬川流域などに事例があります。

参考：北村喜宣(2001)「自治体環境行政法第2版」(良書普及会)

■ 同じテーマを取り組む地域の協力

同じテーマに取り組む自治体、団体が組織する会議や協議会、連絡会に参加して、情報交換を進めてみましょう。環境対策の技術によって、海外協力を進める事例もあります。

【事例 1】環境自治体会議—自治体の環境政策を進めるために—

規模も地域性も異なるさまざまな市町村が集まり、自治体環境政策の推進、情報ネットワークづくり、調査研究、社会的アピールなどを目的として、活動を進めています。

参考：<http://www.colgei.org/>

【事例 2】福岡県北九州市—市民、事業者、行政の協力による環境海外協力—

北九州市では、事業者による環境対策技術の開発、導入を支援し、環境産業による産業振興、地域振興を目指しています。行政、事業者、大学などが協力し、北九州に蓄積された工業技術を発展途上国へ移転することを目的とした「(財)北九州国際技術協力協会」が設立され、受け入れ研修、専門家派遣、技術交流、普及啓発、調査、情報提供、コンサルティング、研究開発などを進めています。

参考：<http://www.city.kitakyushu.jp/~k2602050/index.html> 「資料編 事例集」

【事例 3】棚田サミット、全国棚田（千枚田）連絡協議会

1995 年 6 月、新潟県松之山町で開催された「たんぼシンポジウム」と、同年 9 月に高知県梶原町で開催された「第 1 回全国棚田サミット」によって、棚田への全国的な関心が高まり、各地で棚田保全の取組が進められています。棚田（千枚田）を有する市町村、各種団体及び個人が、棚田を通してネットワーク化を図る組織として、全国棚田（千枚田）連絡協議会がつくられ、サミットの開催や情報交換などが行われています。

参考：<http://www.yukidaruma.or.jp/tanada/index.htm>

<http://www.ne.jp/asahi/oda/kaze/atanada.htm>

人材・組織を育成する

- リーダーを育てる -

- 取組を持続し、広げていくためには、リーダーとなる人材、中心となる組織を育てることが必要です。
- 取組に主体的に関わることが、人材や組織を育成する最良の機会です。住民や民間団体など活動を支援し、なるべく広い参加、参画を進めましょう。

■ リーダーとなる人材、中心となる組織の育成

「持続可能な地域づくり」を進める上で住民参加が不可欠ですが、これを成功させるためには、行政と住民を仲介できる人材や組織が、行政と住民の双方に必要です。住民参加を通じた計画策定や取組などを通じて、行政にも住民にもリーダーとなる人材が育成されます。また、環境リーダー養成講座などがきっかけとなって、取組の中心的なグループが育成されることもあります。

【事例１】茨城県鹿嶋市 - 住民参画による計画策定を通じた住民、民間団体の育成 -

公募による環境市民会議によって環境基本条例の原案の策定作業が進められました。これまでは、環境の市民活動があまり活発でなかったのですが、環境市民会議が将来の活動の中心となることが期待されています。

参考：高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)

【事例２】埼玉県志木市—「環境市民大学講座」をきっかけした民間団体の活動—

「志木市環境市民大学講座」の卒業生を中心に作られた民間環境団体「エコシティ志木」は、市民版環境プランを作り、市の環境基本計画の基本となりました。

参考：高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)、「資料編 事例集」

【事例３】熊本県水俣市—環境マイスター制度—

水俣市では、職人のステータスの向上と、安心安全で環境や健康に配慮したものづくりを推進することを目指し、環境にこだわったものづくりをしている職人の認定制度＝環境マイスター制度を創設しました。紙漉き職人、お茶、イリコ、みかん、野菜、米、木材工芸、畳、せっけんなどを作っている方が認定されています。いずれも、原料、生産、加工、販売、廃棄物のどの行程においても、自信を持って、環境にこだわったものづくりを進めている職人です。

参考：<http://www.minamatacity.jp/kankyouthtml/main/maisuta.htm>

■ 民間団体の活動の支援

民間団体は、環境保全活動に取り組む主体にとどまらず、行政、住民、事業者、個人の連携を取り持つ上で重要な役割を果たしています。しかし、活動場所や安定した資金の不足は、多くの民間団体にとって深刻な問題となっており、こうした面への支援が大切です。

【事例 4】東京都板橋区—エコポリスセンター（民間団体の活動拠点の提供）—

板橋区は、「アジェンダ 21 いたばし」の策定をきっかけとして、「エコポリス板橋」環境都市宣言を行いました。その後、板橋区の環境政策の拠点、環境に関する民間団体へのサポートセンター「エコポリスセンター」が整備されました。

参考：<http://www.ecopolis.city.itabashi.tokyo.jp/index.shtml>，「資料編 事例集」

【事例 5】環境事業団—地球環境基金—

「地球環境基金」は、環境保全活動に向けた国民的運動の発展を図ることを目的として、日本又は海外の民間団体による開発途上地域の環境の保全と、日本の民間団体による国内の環境保全活動で広範な国民の参加を得て行われるものに対し、資金助成をしています。たとえば、「森林保全緑化」「砂漠化防止」「自然保護・保全・復元」「大気・水・土壌環境保全」「循環型社会形成」「環境教育」などに助成しています。また、情報提供や人材育成を通じて環境保全活動の振興を図っています。

参考：<http://www.eic.or.jp/jfge/>

民間団体の活動支援については、「はじめの一步 - 取り組む - 取組を助ける - （P32～33）」も参考にしてください。

知識・ノウハウを提供・蓄積する

—情報の提供・専門的な支援—

- 住民や民間団体などが取組を進めていく上で、情報が不足したり、専門的な支援が必要になることがあります。必要な知識・ノウハウが得られるような支援のしくみづくりを進めましょう。
- 地域での取組の経験からさまざまな知識やノウハウが得られます。これらを蓄積し、整理することは、非常に重要です。

■ 専門家のネットワークづくり

専門的な知識を持っている人々の養成やネットワーク化を進め、専門的な助言ができるアドボケイト（専門的助言者）を配置、提供しましょう。国の環境カウンセラー制度なども利用できます。また、専門的な知識、情報の提供を担う民間団体もあります。

【事例１】長野県飯田市—環境アドバイザー制度—

専門的、先進的な知識や経験を持ち、その説明や指導などができる人を環境アドバイザーとして登録し、環境に関する各種活動及び環境教育の場に助言者として派遣する制度が整備されています。

参考：<http://www.city.iida.nagano.jp/kankyo/advizor/main.htm>

高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)

【事例２】茨城県つくば市—筑波大学の環境サークルのノウハウの活用—

市民参加を通じて環境基本計画策定を進める上で、筑波大学の環境サークルに所属している学生が、ワークショップの運営、調査などに大きな役割を果たしている。

参考：http://www.info.tsukuba.ibaraki.jp/ap/kankyou/frame_index.html

高橋秀行(2000)「市民主体の環境政策上下」(公人社)

【事例 3】環境省—環境カウンセラー制度—

環境カウンセラーは、環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民や民間団体、事業者など様々な立場の主体の環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の審査を経て登録された方々です。市民、市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営等に関する相談に対する助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談に対する助言がつけられます。

参考： <http://www.eic.or.jp/counselor/>

【事例 4】ストップ温暖化センターみやぎ((財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク)

「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号）」にしたがって、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うことなどを目的として、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（略して都道府県センター）が指定されています。宮城県の都道府県センターは、生協、農協、漁協などの協同組合と市民、研究者、法律家を中心となって設立された環境 NGO 「(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク(MELON)」が設立、運営しています。

参考： <http://www.jccca.org/about/todohuken/link.html>, <http://www.melon.or.jp/melon/>

■ 過去の経験の蓄積と活用

先進的な取組を進めている地域では、かならず、先行する取組があり、そこで得られた知識やノウハウ、人材を活用しています。一つ一つの取組をつなげて、過去の経験を有効に活用しましょう。

【事例 5】北九州市—過去の公害対策の経験の活用—

「(財)北九州国際技術協力協会」による環境技術の海外協力は、北九州市の過去の公害対策の経験などを通じた知識、ノウハウに基づいています。いま、この経験を活用して、環境産業の振興や海外協力を進めています。

参考： <http://www.city.kitakyushu.jp/~k2602050/index.html> 「資料編 事例集」

支える

—取組を支えるしくみづくり—

- 公害・環境にかかわる制度は、法律、条例、要綱などによる規制から始まりました。現在でも、規制が必要な分野もありますが、それぞれの主体の自主的で積極的な取組を促進するように、さまざまな方法の特徴を考えて、組み合わせ、しくみづくりをすることが大切です。

■ルールをつくる

環境規制は、法律、条例、要綱、協定などの方法で行われてきました。このうち要綱による規制は、専ら行政内部の検討だけで決められるため、法的拘束力はありません。住民の総意に基づく議会議決を経た条例によって規定する方が望ましいでしょう。また、個別的な状況によって規制の内容を変えることが望ましい場合には、行政と事業者などが個別に交渉して締結する協定による規制が有効な場合もあります。

規制の対象は、公害や景観などから、自然、歴史、社会環境などへと広がる傾向にあります。また、具体的な行為を禁止するような規制(直接規制的手法)だけでなく、目標を示しその達成を義務づけたり、環境アセスメントのように手順や手続きを義務づけたりするという規制(枠組規制的手法、手続き的手法)もあります。後者の方法では、規制を受ける主体の創意工夫、自主的な取組の余地があります。

【事例1】神奈川県真鶴町—真鶴町まちづくり条例—

真鶴町まちづくり条例は、次の三つの柱から構成されています。

まちづくりの基本的な指針となる「まちづくり計画」の策定の方法

開発の制限を定めた「土地利用規制基準」、特に保全すべき区域や開発を誘導する区域を定める「保全区域」「誘導区域」

すべての建築の基準となる「美の原則」

「美の原則」は、場所 格づけ 尺度 調和 材料 装飾と芸術 コミュニティ 眺めの8つの原則を定めています。具体的な内容は「手がかり」・「キーワード」を示しながら、その「解決法」を豊富なイラスト等でわかりやすく提示されています。

参考：<http://www.ebisu.ad.jp/users/manazuru/m-indx.htm>

北村喜宣(2001)「自治体環境行政法第2版」(良書普及会)

■ 自主的な取組を支えるしくみをつくる

自主的な取組を支えるしくみには、デポジット制度や家庭ゴミの回収への手数料など、環境にかかわる行動に経済的なメリットやデメリットを与えることで、それぞれの主体が環境にやさしい行動を促すしくみ（経済的手法）や、ISO14001 認証など、事業者が自ら努力目標を設け対策を実施し、達成を確認、認証するしくみ（自主的取組手法）などがあります。

【事例 2】大分県姫島村

—「空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例」によるデポジット—

人口 3,000 人程度の島である大分県姫島村では、「空き缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例」でデポジットを位置づけています。識別シール貼付方式を採用しており、預かり金 10 円です。90%程度の空き缶が回収されています。なお、デポジット制度が機能している要因の一つに、「島」という条件があります。

参考：<http://www.jca.ax.apc.org/npois/deponet/library/localdepo.html#himejima>

北村喜宣(2001)「自治体環境行政法第 2 版」(良書普及会)

【事例 3】東京都—エコトライ協定—

東京都は、産業廃棄物の適正処理の徹底と減量・資源化を進めるため、建設事業者、産業廃棄物処分業者とエコトライ協定の締結を進めています。協定の内容は、産業廃棄物のさらなる減量化、資源化等に向けた自主目標及び自主目標値の設定、環境への取組の公表などです。エコトライ協定に参加した企業名や実績は、東京都がインターネットなどを通じて公表しています。

参考：<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/haitaibu/sanpai/ecotry-kyoutei/ectr-hp.htm>

持続可能な地域づくりにおける自治体の役割

環境基本条例の制定にあたって論点のひとつとして、「環境権」という言葉を条例本文に入れるかどうかということがあります。行政当局は、訴訟の根拠とされることを懸念して、この点については概して消極的です。しかし、環境権を根拠に訴訟が認められるとは、一般に解されていません。そうしたことから、良好な環境を市民が享受することができるようにする責務が地方自治体にあるという、環境権の政策的意味を重視することが重要なのです。

環境基本法をモデルにしている多くの環境基本条例は、基本理念のひとつとして、「環境への負荷が少ない、持続的な発展が可能な社会の構築等」を規定しています。これは、それほどの議論もなく規定されたのかもしれませんが、この基本理念は、環境権とあわせて理解されなければなりません。

環境権は、現在および将来世代のものと考えられています。どのようにして持続可能な地域づくりを可能にするかは、とりわけ将来世代の環境権に大きな影響を持っています。地方分権改革で、自治体（とくに、市町村）は、地域における総合的な政策の策定・実施主体と位置づけられました。良好な環境が地域の将来像の根底をなす以上、良好な環境の確保を戦略的に構想し、将来世代（自分の子供や孫）の環境権をいかにして実現するかを考える必要があるのです。

環境基本条例に規定されている基本理念は、いわば、全国画一的なメッセージです。しかし、地域の多様性を前提とする以上、それを市町村独自のものにする必要があります。自治体が好きだからこその職員となった行政担当者なのですから、自分の子供や孫のことを思い浮かべ、自治体環境管理について、その地域にしかないオリジナルなシナリオを描かなければなりません。地域のことを一番よくわかっているのは、ほかならぬ自治体なのですから。（北村喜宣 上智大学法学部教授）

■ 情報を提供するしくみをつくる

行政と住民、事業者、民間団体が、信頼をもった良好なパートナーシップを実現するには、情報公開を進めることが必要です。

一定の基準を満たしている商品、事業者などを審査の上、公表するというプラスの情報を公表することで積極的な行動を促したり、規制などへの違反などのマイナスの情報を公表したりすることで規制の実効性を高めることが必要です。また、地域の環境政策を進め、情報提供を進める基礎として、環境情報システムの整備も重要です。

【事例 4】宮崎県綾町

—自然生態系農業の推進に関する条例、自然生態系農産物認証基準・制度—

自然生態系農業を確立することを目的として「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、この条例に基づき、宮崎県綾町独自の自然生態系農産物認証基準を制定し、認証業務を実施しています。東京都と有機農産物の流通協定を結ぶなど、直販を中心に販路を確保しています。

参考： <http://www.miyazaki-nw.or.jp/ayatown/norin.html> 「資料編 事例集」

【事例 5】神奈川県逗子市—環境情報システムの整備—

市内 1,786 万 m² を 10m 単位のメッシュに区分し、それぞれの土地について環境情報を整備し、生態系維持機能、居住快適性維持機能、土地機能の三つの側面でランク付けしています。このデータは、環境基本条例に規定された環境アセスメントの基礎データとして使われています。

参考： http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kankyo/kankyo/f_kankyo.htm

北村喜宣(2001)「自治体環境行政法第 2 版」(良書普及会)

■ 住民参加のしくみをつくる

住民参加を制度として保証するために、条例などで環境関連の計画策定やその推進のプロセスに、住民の公募による委員会などを位置づけることが必要です。

また、住民、民間団体の活動を支援するために、活動資金の援助やアドボケイト(専門的助言者)の派遣などの支援施策のしくみづくりも大切です。

【事例 6】宮城県仙台市 - 仙台市市民活動サポートセンター -

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」に基づき設置された仙台市市民活動サポートセンターは、様々な分野の民間団体、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設です。
多様な市民活動がさらに活発になるように支援を行うとともに、市民・企業・行政の協働のまちづくりを推進していくことを目的としています。

参考： <http://www.city.sendai.jp/shimin/ti-shinkou/supportc/>

<http://www.city.sendai.jp/soumu/bunnsyo/neiki/honbunn/>

北村喜宣(2001)「自治体環境行政法第 2 版」(良書普及会)